

市民後見人養成研修説明会

開催のご案内

成年後見制度の利用促進がされている中で、地域で生活する認知症高齢者の方や知的障害者や精神障害者の方への後見人の需要が高まっています。その中で、同じ地域に住み市民感覚での支援ができる市民後見人の需要は高まっています。川崎市では既に32名の市民後見人が受任し、それぞれの持ち味を活かして後見活動を行ってきました。

市民後見人を養成する研修を実施しますので、市民後見活動に関心のある方はぜひ説明会へご参加ください。

日時・会場【定員】

同じ内容を2回開催します。
いずれかをお選びください。

①令和6年7月10日（水）午後2時～午後4時

会場：川崎市総合福祉センター 7階第3会議室【40名】

②令和6年7月20日（土）午後2時～午後4時

会場：川崎市総合福祉センター 7階第3会議室【40名】

※応募者多数の場合は抽選となります。抽選となった場合、受講をお断りする方にのみ 7月5日（金）17時までにご連絡します。連絡が無ければ、参加できますので、当日会場にお越しください。

内 容

市民後見人養成研修について（研修内容、受講要件等）
研修期間（予定）：令和6年9月～令和7年10月 全14日間

対 象

川崎市内在住または在勤で成年後見制度や市民後見に意欲と熱意のある25歳以上70歳未満の方（令和6年10月1日現在）

※市民後見人養成研修の受講を申し込むためには、上記のいずれかの説明会にご参加いただく必要があります。

申込・お問合せ先

郵送、電話またはFAXで下記宛先へお申し込みください。
郵送、FAXの場合は裏面の申込書をご利用ください。

川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 成年後見支援センター
〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター
TEL：044（712）8071（平日8:30～17:00）
FAX：044（739）8738

【申込締切】令和6年6月28日（金）必着

《川崎市における市民後見人とは》

後見人は判断能力が十分ではない方に代わって、財産の管理や契約行為等を行います。川崎市の市民後見人は、施設や病院に入所、入院している方で、管理する財産が多額でなく、親族間でのトラブルがないケースを担当していただきます。受任直後や体調急変時等は少し忙しくなりますが、通常は月に1回被後見人等のもとを訪問していただき、関係者と連携を取りながらその方を支えていくことになります。また、必要に応じて区役所、年金事務所などの諸手続きを被後見人等に代わって行います。

※成年後見人等は、家庭裁判所が決定した報酬を被後見人等から得ることができますが、川崎市では、市民後見人をボランティア的な活動と位置付けており、報酬を受けないことを条件としています。(但し、後見活動に係る交通費、切手等の実費は被後見人等の負担、その他月額5,000円の活動費の支給あり)

《市民後見人養成研修の流れ》

①申 込

- ・小論文、書類審査あり。
- ・説明会参加者のみ申し込みいただけます。



②基礎研修 9日間(令和6年9月～7年2月)

(9/28、10/12、10/26、11/9、11/23、12/14、1/18、2/1、2/15)

- ・土曜日に実施(主に10時～17時)
- ・講義の科目ごとにレポートの提出、小テストあり。
- ・研修全日程終了後、選考面接(令和7年3月頃)を実施。



③実践研修 5日間(令和7年5月～10月)

- ・主に平日に実施予定
- ・訪問同行、施設見学、実務演習(グループワーク等)



④市民後見人バンク登録

- ・登録にあたり面接あり。
- ・登録されたらすぐに受任できるわけではありません。

交通アクセス

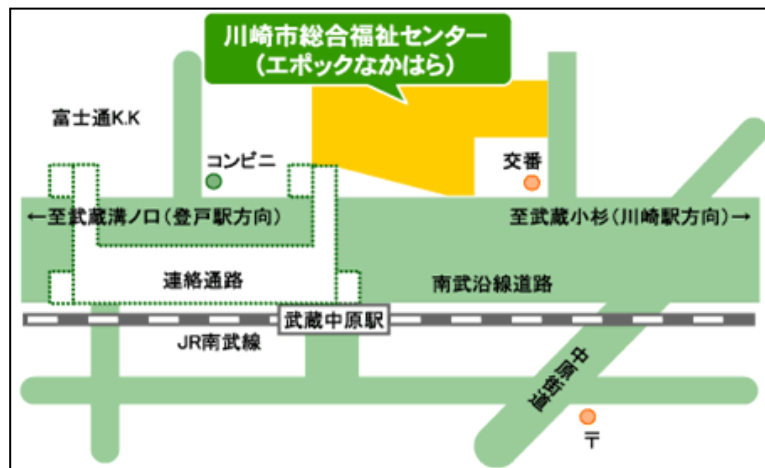
ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。

【川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)】

川崎市中原区上小田中 6-22-5

＜交通＞

JR 南武線「武蔵中原駅」から
徒歩1分(駅より連絡通路あり)



申込書

(FAX) 044-739-8738

6月28日(金) 必着

(ふりがな) 氏 名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
日中連絡先	電話： FAX：	市内在住・ 在勤の有無	☐ 在住 ☐ 在勤
参加希望日	☐ 7月10日(水) ☐ 7月20日(土)	必要な方は <u>いずれか</u> <u>1つに☑してください。</u> (聴覚障害者の方の為 の情報保障手段です)	☐ 手話通訳 ☐ 要約筆記